

# 耐氷船の船側肋骨の肘板に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 I 編  
鋼船規則検査要領 I 編  
(日本籍船舶用)

## 改正理由

鋼船規則 I 編 5 章の耐氷船に関する規定\*は, Finnish-Swedish Ice Class Rules 2002 (以下, 「FSICR」という。) に基づくもので, I 編 5.3.2-2. に規定する補強範囲内となる船側肋骨の端部固着に関する規定については, FSICR の 4.4.4.1 に対応するものとなっている。

\* 改正前の鋼船規則 C 編 28 章の規定

上記規則の適用において肋骨端部への肘板の取り付けの要否について不明瞭な点があったことから, Finnish Maritime Administration (FMA) に意見照会を行ったところ, 上記規則に対する解釈が示された。

今般, FMA の解釈に基づき, 関連規定を改めた。

## 改正内容

補強範囲内の船側肋骨の端部肘板の取り付けについて, FMA の解釈に整合させて関連規則を改めるとともに, その詳細を検査要領に明記した。